

民有緑地の維持管理支援策について

■ 民有緑地の維持管理支援策の必要性

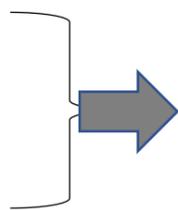
○緑は、本市を特徴づける重要な資源である一方、令和元年に発生した台風被害により、山林の保全・管理の重要性が改めて浮き彫りとなった。

○緑は、地球温暖化の主要因である二酸化炭素の吸収や、ヒートアイランド現象の緩和など、SDGsの目指す持続可能な循環型社会を構築する上で大きな機能を有している。また、緑を適切に維持管理することで、防災面での機能強化や安全確保を図ることが可能となるものである。

○このため、令和二年度に予定する「緑の基本計画」の改訂に際しては、緑の適切な維持管理をこれまで以上に重要なものとして位置付け、今後この方針を推し進めていくこととする。

■ 民有緑地の維持管理支援に関する現状と課題

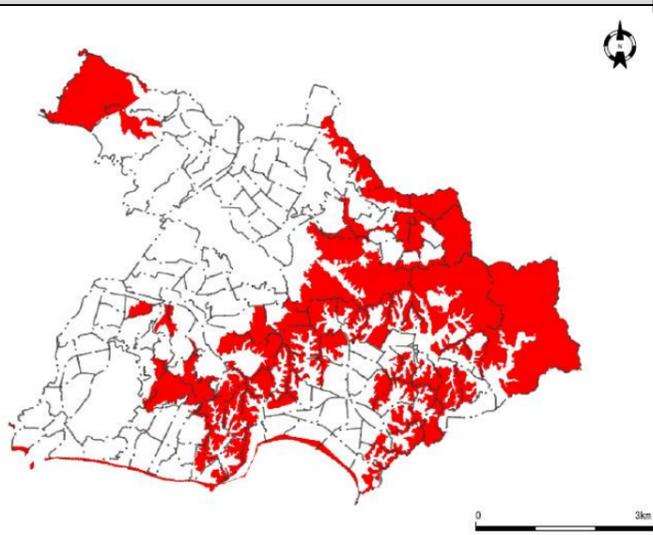
- ・所有者が維持管理の必要性を認識していない。(市外在住の者は、緑地が荒れている状況について認識していない可能性がある。)
- ・所有者不明山林の存在。
- ・測量や境界の確定が未実施の土地が多い。
- ・地形や樹木の種類に応じた維持管理手法が確立されていない。
- ・急傾斜地が多く、ボランティアの安全性の確保が難しい。
- ・地域住民のボランティア参加を促す手法の検討。(都市緑地法に基づくみどり法人制度について周知が行き届いていない等。)



【目標】
全ての緑地が適切に維持管理されている状態
 にするため、支援策を再構築する。

■ 鎌倉市において現在実施している支援策 (支援タイプ: **直接施工型** **奨励金交付型** **税減免型** **補助金型**)

	名称 支援タイプ	主な対象範囲	主な対象範囲 区域図(対象範囲は着色部)	内容	面積等 (約 ha)	決算値 (H30)	現在の施策運用状況における課題
①	樹林管理事業 直接施工型	歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区 緑地保全推進地区		市が土地所有者に代わり、緑地の維持管理を行う。	[対象] 歴風 989 近緑 294 特緑 49.4 ほか [H30実績] 枝払い 343本 伐採 26本 灌木 伐採 654㎡	13,681 千円	・現状の予算額では、申請のあった場所の全てに対応できず、倒木等の危険が想定される場所を優先して作業対象地としている。この結果、作業範囲が住宅に接している部分に留まっている。 ・所有者不明山林への対応ができない。 ・地域制緑地の指定のない緑地は対象としていない。
②	緑地保全契約 奨励金交付型	市街化区域内のおおむね 1,000㎡以上の緑地		所有者に対する奨励金の交付 [奨励金の額] 固定資産税・都市計画税等+13円/㎡	[対象] 市街化区域 2,569 [H30実績] 53.0 115件	8,272 千円	・交付された奨励金を緑地の維持管理の実施に充てることについては、土地所有者の意向に委ねられている。

	名称 支援タイプ	主な対象範囲	主な対象範囲 区域図(対象範囲は着色部)	内容	面積等 (約 ha)	決算値 (H30)	現在の施策運用状況における課題
③	保存樹林の指定 奨励金交付型	美観上優れている 500 m ² 以上の緑地 (現状は、主に市街化調整区域内で運用)		所有者に対する奨励金の交付 [奨励金の額] 530 円/100 m ²	[対象] 市街化調整区域 1,384 [H30実績] 241.5 186 件	12,221 千円	・交付された奨励金を緑地の維持管理の実施に充てることについては、土地所有者の意向に委ねられている。
④	税の減免措置 (市税条例等) 税減免型	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区	①に示す樹林管理事業の対象区域と概ね同様	固定資産税、都市計画税等(市税条例)の減免 相続税の一定の評価減	[対象] 歴風 989 近緑 294 特緑 49.4	-	
		市民緑地契約 保安林指定	市民緑地契約については④⑤と同様 保安林については、筆指定のため図化不能	固定資産税・都市計画税等(国制度)の減免 相続税の一定の評価減	[H30実績] 市民緑地 0.5 保安林 171	-	

■ 鎌倉市において未実施の支援策(法令により既に制度設計されている制度)

	名称 支援タイプ	対象	内容	本市対象面積 (約 ha)	想定される財源	課題
⑤	管理協定制 度(都市緑地法) 直接施工型	緑地保全地域・特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区	土地所有者と地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人(通称:みどり法人)とが、協定を結び、土地所有者に代わって緑地の管理を行う。	特別緑地保全地区 49.4 近郊緑地特別保全地区 131	森林環境譲与税 一般財源	・制度導入の事例は、千葉県松戸市のみ。参考になる事例が少ない。 ・緑地保全地域・特別緑地保全地区の指定のない緑地は対象としていない。
⑥	市町村森林経営 管理事業(森林 経営管理法) 直接施工型	地域制緑地指定地・市街化調整区域内山林・風致地区区域内山林 (地域森林計画対象民有林)	経営管理権集積計画により経営管理権を取得した森林のうち、市町村が林業経営者に経営管理実施権を設定しない又は設定するまでの森林に対し、森林の状況を踏まえて、市町村が土地所有者に代わり、間伐を繰り返して複層林化するなど、自然的条件等の状況を踏まえ施業する。	地域森林計画対象民有林 1,107	森林環境譲与税	・地域森林計画対象民有林以外は対象としていない。

■ 鎌倉市において未実施の支援策(検討中、又は他自治体の事例など)

	名称 支援タイプ	対象	内容	本市対象面積 (約 ha)	想定される財源	課題
⑦	市独自の緑地管理 協定制 度 直接施工型	民有緑地	都市緑地法に基づく管理協定制度を参考に、土地所有者と市とが、協定を結び、土地所有者に代わって緑地の管理を行う。	796	森林環境譲与税	・導入する区域の優先順位を定める必要がある。
⑧	樹林地維持管理助 成制度(横浜市) 補助金型	特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、緑地保全地区、源流の森保存地区など	樹木管理、草地管理、フェンス・土留め等構造物の設置に対して、作業に要した経費の全額もしくは一部を補助する。	-	森林環境譲与税	・鎌倉市で導入するならば、奨励金交付(保存樹林、緑地保全契約)との関係を整理する必要がある。